

議案第 6 2 号

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する
課税免除に関する条例の一部改正について

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する課税免除に
関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 5 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する地方税法
第 6 条第 1 項の規定に基づく課税免除について，同社の安定的かつ永続的
な運行を確保するため，当該課税免除の期間を延長するに当たり，関係
条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例の一部を改正する条例

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例（平成17年総社市条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(免除期間) 第3条 課税免除の期間は，平成17年度から <u>令和15年度</u> までとする。	(免除期間) 第3条 課税免除の期間は，平成17年度から <u>平成35年度</u> までとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。